

目次

◆北海道運輸局ブロック

北海道運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	3
模範解答&根拠法令……………	15

◆東北運輸局ブロック

東北運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	19
模範解答&根拠法令……………	30

◆北陸信越運輸局ブロック

北陸信越運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	33
模範解答&根拠法令……………	48

◆関東運輸局ブロック

関東運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	51
模範解答&根拠法令……………	67

◆中部運輸局ブロック

中部運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	71
模範解答&根拠法令……………	85

◆近畿運輸局ブロック

近畿運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	89
模範解答&根拠法令……………	103

◆中国運輸局ブロック

中国運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	107
模範解答&根拠法令……………	117

◆四国運輸局ブロック

四国運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	121
模範解答&根拠法令……………	137

◆九州運輸局ブロック

九州運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	141
模範解答&根拠法令……………	154

◆沖縄総合事務局ブロック

沖縄総合事務局令和6年度第1回自動車検査員教習修了試問……………	159
模範解答&根拠法令……………	173

本書について

本書は、令和6年度第2回目（沖縄総合事務局においては第1回目）の自動車検査員教習修了試験を、各運輸局および沖縄総合事務局が実施した試験問題をブロックごとに整理し、模範解答とその根拠となる法令を簡潔に掲載しています。なお、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を根拠となる法令としています。また、模範解答につきましては、弊社編集部調べとなっております。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和7年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和7年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和7年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

令和7年9月 編集部

略語について

本書では、根拠となる法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人 自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と自賠責保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱（一般社団法人 日本自動車機械工具協会）
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

北海道運輸局令和6年度第2回自動車検査員教習修了試問

問題1 次の各々の文は、道路運送車両法に規定されている事項について述べたものです。各文の【 】の中に該当する適切な字句を選択枠から選び答案用紙の解答欄に記号（ア～ム）で記入しなさい。

なお、選択枠の記号は何回使用しても良い。

1. 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び【 ① 】を行う事業場ごとに、地方運輸局長の【 ② 】を受けなければならない。
2. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の【 ② 】を受けた事業場であつて、自動車の整備について第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【 ③ 】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を【 ④ 】して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の【 ⑤ 】をすることができる。
3. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の【 ⑥ 】その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を【 ④ 】しなければならない。
4. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について【 ⑦ 】の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【 ⑧ 】を命ずることができる。
5. 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の【 ⑨ 】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が【 ⑩ 】に適合しないこととなるものを行つてはならない。

問題1の選択枠

ア	特定点検	イ	実務の経験	ウ	解任	エ	不正
オ	認証	カ	管理設備	キ	特定整備	ク	事業者
ケ	不当	コ	認定	サ	保安基準	シ	指定
ス	認可	セ	施行規則	ソ	検査の経験	タ	廃止
チ	検査	ト	改造	ナ	辞任	ニ	整備経験
ネ	管理組織	ノ	分解事業	ハ	装置	ヒ	環境保全
フ	選定	ホ	事業場管理責任者	ミ	整備事業	ム	選任

北海道運輸局 令和6年度第2回 自動車検査員教習修了試問 模範解答&根拠法令

問題1

1. ①-キ : ②-オ : 車両法78条1項
2. ②-オ : ③-ネ : ④-ム : ⑤-シ : 車両法94条の2 1項
3. ⑥-イ : ④-ム : 車両法94条の4 1項
4. ⑦-工 : ⑧-ウ : 車両法94条の4 4項
5. ⑨-ト : ⑩-サ : 車両法99条の2

問題2

1. ①-道路運送車両 : 車両法1条
2. ②-整備 : 車両法11条5項
3. ③-破損 : 車両法54条の2 3項
4. ④-打刻 : 車両法31条
5. ⑤-偽造 : 車両法98条1項

問題3

1. ○ : 車両法2条2項
2. × (車両総重量⇒構造) : 車両法3条
3. ○ : 車両法47条
4. × (中古新規検査⇒継続検査) : 車両法62条1項
5. × (整備命令標章⇒検査標章) : 車両法66条1項
6. × (ターゲット⇒水準器) : 施行規則57条4号 別表第5
7. ○ : 施行規則62条の2の2 1項3号
8. × (2年ごと⇒1年ごと) : 車両法48条1項3号、点検基準 別表第6
9. × (センサーが取り付けられたバンパの交換は電子制御装置整備の対象である) : 施行規則3条8号ハ

10. × (12ヶ月ごと⇒3ヶ月ごと) : 車両法48条1項1号、点検基準 別表第3
11. ○ : 整備事業の取扱い 別紙3の2 2(5)
12. ○ : 車両法94条の2 2項、指定規則5号様式 備考
13. ○ : 車両法94条の2 2項、指定規則5号様式 備考
14. × (兼用可) : 整備事業の取扱い 別添1 第2 4項
15. × (1年⇒2年) : 車両法94条の4 5項
16. × (3月⇒6月) : 車両法94条の8 1項1号
17. ○ : 車両法94条の4 2項
18. ○ : 車両法94条の7
19. ○ : 自賠法9条7項
20. × (現車提示の省略ができるのは最大積載量1t以下の小型のバン) : 車両法94条の5第7項、施行規則2条の3 1項2号

問題4

1. ①-ネ : ②-タ : ③-コ : 車両法94条の6 1項、指定規則10条
2. ④-八 : 車両法89条、施行規則62条、20号様式 備考 (7)
3. ⑤-ウ : ⑥-ト : ⑦-サ : ⑧-キ : 指定規則2条1項2号
4. ⑨-ス : 整備事業の取扱い 別添3 第4
5. ⑩-力 : 指定規則9条1項

**自動車検査員教習試験
ブロック別問題集 全国版 令和7年**

■ 発行所 株式会社 公論出版

〒110-0005

東京都台東区上野3-1-8

TEL : 03-3837-5731

FAX : 03-3837-5740

■ 定 価 1,980円 (税込)

■ 発行日 令和7年9月
